

氷見市被災事業者再建支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市被災事業者再建支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本災害 令和8年8月27日からの大雨による災害をいう。
- (2) 県補助金 富山県被災事業者事業継続支援補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づき富山県が交付する被災事業者事業継続支援補助金をいう。
- (3) 中小企業者 県要綱別表2に規定する事業者区分において中小企業者に区分される者をいう。
- (4) 小規模企業者 県要綱別表2に規定する事業者区分において小規模企業者に区分される者をいう。
- (5) 市内事業所 市内に所在する事業所をいう。
- (6) 補助事業 県補助金の交付の対象となった事業のうち、本災害により被害を受けた市内事業所の施設又は設備（業務用車両（自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市内にあるものに限る。）を含む。）の復旧に係るもの（令和8年8月27日以後に着手したものに限る。）であって、県補助金の額の確定を受けたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、本災害により被害を受けた市内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者の早期の事業再開及び事業継続を支援するため、県補助金の額の確定を受けた者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内事業所を有し、補助事業を行った中小企業者又は小規模企業者であること。
- (2) 補助事業について、県補助金の額の確定を受けていること。
- (3) 補助対象経費について、県補助金を除き、国、地方公共団体その他の団体から補助金その他これに準ずる給付を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。
- (4) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと（法人にあつては、その役員を含む。）。
- (5) 市税を滞納していないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業種を営む者は、対象事業者としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、県補助金の額の確定において県補助金の補助対象経費とされた経費であつて、市内事業所に係るもの（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に8分の1を乗じて得た額とし、中小企業者にあつては3,750千円、小規模企業者にあつては2,810千円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、氷見市被災事業者再建支援補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日（市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第2号）
- (2) 市内事業所補助対象経費内訳書（様式第3号）
- (3) 県補助金の交付申請書（県要綱様式第1号）及びその添付書類一式の写し
- (4) 県補助金の実績報告書（県要綱様式第6号）及びその添付書類一式の写し
- (5) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（調査）

第9条 市長は、補助金に関し必要があると認めたときは、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、報告若しくは関係帳簿等の提出を求め、又は現地調査を行うことができる。

（県補助金の取消し等の届出）

第10条 補助金の交付を受けた者は、県補助金について交付決定の取消しを受け、若しくは返還を命じられたとき、又は県要綱第21条第3項の規定による財産の処分の承認を受けた

ときは、速やかに、当該取消し、返還の命令又は承認に係る通知書の写しを添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 県補助金の交付決定の取消しを受け、若しくは県補助金の返還を命じられたとき、又は県要綱第21条第4項の規定により県への納付を求められたとき（いずれも市内事業所に係るものに限る。）。
- (3) 第9条の規定による求めに応じないとき。
- (4) 第4条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費に係る書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月2日から施行し、令和8年8月27日から適用する。